

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第37号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、」の次に「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）及び」を加える。

第3条中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第4条第2号中「規定する施設」の次に「（以下「企業主導型保育施設」という。）」を加え、同条第3号中「教育・保育施設又は地域型保育事業」を「特定教育・保育施設等（施行規則第1条の5第9号に規定する特定教育・保育施設等をいう。以下同じ。）又は企業主導型保育施設」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該小学校就学前子どもに係る保護者が育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが、小学校就学の始期に達する日の前日より前に利用可能な期間の終期が到来する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は企業主導型保育施設（以下この号において「年齢制限保育所」という。）を利用しており、当該育児休業の間に、当該年齢制限保育所の利用可能な期間の終期に保育を終了した後、他の特定教育・保育施設等又は企業主導型保育施設を引き続き利用することが必要であると認められること。

第5条第2項中「施行規則第8条第2号に掲げる」を「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度の翌年度以降に教育・保育給付認定を行う場合 施行規則第8条第2号に掲げる期間

(2) 当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度に教育・保育給付認定を行う場合 効力発生日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日（当該子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月から特定教育・保育施設等又は企業主導型保育施設を利用開始し、かつ、翌月1日に当該保護者が

育児休業前の職場に復帰する場合においては、同年度の4月30日。以下同じ。)までの期間

(3) 次条第2項第1号の規定により施設等利用給付認定を受けて認定こども園を利用する当該小学校就学前子どもが当該認定こども園を利用する間に教育・保育給付認定を行う場合 施行規則第8条第2号に掲げる期間

(4) 次条第2項第2号又は同条第3項の規定により施設等利用給付認定を受けて認定こども園を利用する当該小学校就学前子どもが当該認定こども園を利用する間に教育・保育給付認定を行う場合 効力発生日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

第5条第4項第6号中「前条第4号」を「前条第5号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 前条第4号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第2号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 施行規則第8条第2号に掲げる期間（当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度に育児休業を開始した場合は、効力発生日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間）

(7) 前条第4号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第3号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 施行規則第8条第8号に掲げる期間

イ 効力発生日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

第6条第2項中「施行規則第28条の5第2号に掲げる」を「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 施設等利用給付認定を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間

(2) 法第30条の8第4項の規定により、本市が職権で施設等利用給付認定の変更の認定を行う場合 当該小学校就学前子どもが満3歳に達した日以後最初の4月1日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

(3) 前条第2項第1号の規定により教育・保育給付認定を受けて認定こども園を利用する当該小学校就学前子どもが当該認定こども園を利用する間に施設等利用給付認定を行う場合 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間

(4) 前条第2項第2号の規定により教育・保育給付認定を受けて認定こども園を利用する当該小

学校就学前子どもが当該認定こども園を利用する間に施設等利用給付認定を行う場合 認定起算日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達した日以後最初の4月1日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号の規定により教育・保育給付認定を受けて認定こども園を利用する当該小学校就学前子どもが、当該育児休業の間に当該認定こども園を引き続き利用し、施設等利用給付認定を行うときの期間については、認定起算日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間とする。

第6条第3項第1号を次のように改める。

(1) 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間

第6条第4項第1号中「認定起算日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間（法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子どもにあっては、認定起算日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間）」を「施行規則第28条の5第2号に掲げる期間」に改め、同項第2号中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の4号を加える。

(2) 第4条第3号に掲げる事由に該当する場合（法第30条の4第2号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 認定起算日から第4条第3号に規定する復帰する日の属する月の前月の末日までの期間

(3) 第4条第3号に掲げる事由に該当する場合（法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間

イ 認定起算日から第4条第3号に規定する復帰する日の属する月の前月の末日までの期間

(4) 第4条第4号に掲げる事由に該当する場合（法第30条の4第2号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間（当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の属する年度に育児休業を開始した場合は、認定起算日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間）

(5) 第4条第4号に掲げる事由に該当する場合（法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 施行規則第28条の5第2号に掲げる期間

イ 認定起算日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までの期間

第13条中「子どものための教育・給付支給認定証再交付申請書」を「子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書」に改める。

別表中「第26条」を「第27条」に改め、同表第1号様式の項中「第7条」の次に「、第8条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第3条、第13条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定その他新規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。